掛川市住民投票制度　手続きの流れ

発議者：住民　市議会　市長

代表者となろうとする者（投票資格者）

代表者証明書の交付申請　※実施請求書添付

第６条関係

市長

却下
（対象事項に該当しない場合）

市長確認（対象事項に該当するか否かの審査）　第２条関係

前提条件
- 市全体に影響を及ぼすか
- 重大な意見の相違が認められるか
- 住民に意思を確認する必要があるか

除外事項
- 市の権限事項か、意思表明するものか
- 他法令に基づく事項か
- 特定の住民又は地域に関する事項か
- 特定の個人等の権利等を不当に侵害しないか
- 市役所の内部事務に関する事項か
- 市民等が納付すべき金銭に関する事項か

代表者証明書の交付

代表者（投票資格者）

第７条関係

署名収集活動（１月以内）

不服の場合は、行政不服審査法により異議申し立て

第８条関係

署名簿の提出

収集期間満了から５日以内

選挙管理委員会

第10条関係

署名簿審査（２０日以内）

名簿縦覧期間
異議申出期間
〈７日間〉

有効署名数の決定

発議案件及び補正予算案説明

市議会への事前報告

意見

第４条関係

発議の判断・決定

第４条関係

発議要件

投票資格者総数の（６分の１以上）の署名

議案提案（定数の12分の1以上）

議決（出席議員の過半数）

実施の請求

市長

第11条関係

住民投票実施の決定（告示）

予算案可決

市議会　補正予算案審議

第14条関係

投票運動情報提供

第13条関係

選挙管理委員会

第12条関係

投票期日の決定・投票所の指定（告示）　第16条関係

実施

第３条関係

- 投票資格者：満 18 歳（２０歳）以上の日本人及び定住外国人
- 設問形式：二者択一（原則）　・成立要件：設定しない

第５条関係

投票結果（告示）

第24条関係

第27条関係

結果を尊重し、市議会・市長が意思決定